

健康保険資格の確認を！



なんで健康保険資格の確認が必要なの？

認定日

令和7年4月1日

認定日からの請求先

A保険者
(他市町国民健康保険・
社会保険・共済組合等)

新しい保険の資格取得日(認定日)・扶養開始日(認定日)



現在の健康保険制度では、どの保険に加入していても皆さんが窓口負担する医療費は同じですが、残りの医療費は加入されている保険者が医療機関等に負担しています。病院等を受診される時点での健康保険資格を確認してください！

事例1

令和7年4月1日から会社に入社して社会保険(共済組合)に加入をしたが、手続中で新しい「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」(A保険者)が届いていなかったため、医療機関受診の際、以前からもっていた「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」(B鹿屋市国保)を使用した。

事例2

令和7年4月1日に鹿屋市を転出してA市に転入することになり、A市の国民健康保険に加入したが、B鹿屋市国保の「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」を返還せず持っていったため、誤って医療機関受診の際に使用した。

このような事例が発生しますが、新しい保険の認定日以降は鹿屋市の「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」は使用できません。

療養費申請のながれ

上記のような誤った使用があった場合は、医療費に対する保険者負担分(7・8割)を前保険者(鹿屋市)に返還していただき、返還後に必要書類を持って新たに加入した保険者に療養費の立替払い請求をすることになります。

B 鹿屋市国保

① B鹿屋市負担分の返還の通知

④ 立替払いの申請(返還金を支払った領収証とレセプトを添付)

A 保険者

③ 入金確認後に診療明細書(レセプト)の交

⑤ 保険者負担相当分を療養費として払い戻す。
※①返還金と⑤払戻金は原則同額になります。

② 返還の支払い

